

北海道釧路十勝海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊頃海区第1号	大津漁業協同組合	中川郡豊頃町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 豊頃町と大樹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から123度40分 7,000メートルの点 点2 点1から43度59分 2,000メートルの点 点3 点4から43度59分 2,000メートルの点 点4 基点第1号から123度40分 8,000メートルの点	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	豊頃町及び浦幌町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
浜中海区第1号	浜中漁業協同組合	厚岸郡浜中町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 黒岩から286度00分 870メートルの点 基点第2号 点1から270度00分 3,250メートルの点 点1 基点第1号と国土地理院三角点 霧多布を結んだ線上、基点第1号から5,650メートルの点 点2 基点第2号から90度00分 2,250メートルの点 点3 点2から180度00分 700メートルの点 点4 点3から270度00分 1,000メートルの点 点5 点4から0度00分 700メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、かき養殖業、うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	浜中町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
浜中海区第2号	浜中漁業協同組合	厚岸郡浜中町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線、基点第3号、基点第4号及び基点第5号の各点を順次に結んだ線、基点第6号と基点第7号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 霧多布から263度20分 1,594メートルの点 基点第2号 点2から13度15分 850メートルの点 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D15 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D15から200度00分 520メートルの点 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水D18 基点第6号 北海道水産林務部三角点 水D19 基点第7号 国土地理院三角点 琵琶瀬崎から180度00分 550メートルの点 点1 基点第1号から204度30分 846メートルの点 点2 点1から288度30分 433メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	浜中町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
厚岸海区第1号	厚岸漁業協同組合	厚岸郡厚岸町地先	次の基点第1号と基点第2号、基点第3号と基点第4号をそれぞれ結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた厚岸湖の区域 基点第1号 厚岸大橋北東端 基点第2号 厚岸大橋南東端 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D43 基点第4号 基点第3号から287度40分 1,000メートルの点	第一種区画漁業 第三種区画漁業	(第一種区画漁業) かき養殖業 (第三種区画漁業) あさり養殖業、かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	厚岸町	(第一種区画漁業) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (第三種区画漁業) なし
厚岸海区第2号	厚岸漁業協同組合	厚岸郡厚岸町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第2号の各点を順次に結んだ線、基点第4号と基点第5号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 浜中町と厚岸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 尻羽岬東端 基点第4号 厚岸大橋南東端 基点第5号 厚岸大橋北東端 点1 基点第1号から172度30分 4,000メートルの点 点2 点3から152度30分 4,000メートルの点 点3 基点第3号と大黒島南端を結んだ線の中点 点4 基点第2号と大黒島南端を結んだ線上、基点第2号から4,500メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業、かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	厚岸町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)定置漁業の漁具の敷設中は、当該漁具から400メートル以上離して養殖施設を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
昆海区第1号	昆布森漁業協同組合	釧路郡釧路町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 灰羽岬東端 基点第3号 大黒島南端 点1 基点第1号と基点第3号を結んだ線上、基点第1号から 4、500メートルの点 点2 基点第2号と基点第3号を結んだ線の中点		第一種区画漁業	かき養殖業、ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	釧路町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
釧路海区第1号	釧路市東部漁業協同組合	釧路市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 X＝－117605.320 Y＝18977.429（座標第13系） 基点第2号 X＝－117433.377 Y＝17984.800（座標第13系） 点1 基点第1号から172度23分 420メートルの点 点2 基点第2号から188度32分 380メートルの点		第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	釧路市（阿寒町及び音別町を除く）	なし
釧路海区第2号	釧路市東部漁業協同組合	釧路市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 X＝－117197.682 Y＝16742.159（座標第13系） 基点第2号 点2から328度00分の線と桂恋漁港東防波堤外海面との交点 基点第3号 桂恋漁港南防波堤灯台中心点（北緯42度56分40.23秒 東経144度26分44.76秒） 点1 基点第1号から181度30分 300メートルの点 点2 基点第3号から136度00分 450メートルの点		第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	釧路市（阿寒町及び音別町を除く）	なし
釧路海区第3号	釧路市東部漁業協同組合	釧路市地先	次の基点第1号、点1及び点2の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 X＝－115157.065 Y＝11862.944（座標第13系） 点1 基点第1号から212度00分 600メートルの点 点2 点1から345度00分の線と千代の浦漁港南防波堤外海面との交点		第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	釧路市（阿寒町及び音別町を除く）	なし